

産 廃 鼎 談

第 1 回 建設業をめぐる資源循環法制の展開と今後の展望

【連載にあたって】

日本の資源循環法制は、総合的基幹法である環境基本法および分野別基幹法である循環型社会形成推進基本法、及び、その枠組みのもとに制定されている個別法から構成されている。廃棄物・リサイクルをめぐる社会的状況には大きな変化があり、個別法も適宜改正を受け、新法も制定されてきた。法制度それ自体は、拡充されてきたといえるだろう。

しかし、法律は社会の変化に遅れるのが宿命である。そこで、「産廃鼎談」と題するこの企画においては、廃棄物・リサイクルに関する業務の第一線で活躍する方々をゲストにお招きし、それぞれのお立場から、現行法制に対するご意見や資源循環についての将来展望をうかがうことにしようと考えている。ゲストのお相手は、北村喜宣（上智大学大学院法学研究科長・教授）と佐藤泉（佐藤泉法律事務所・弁護士）がつとめる。



きたむら よしのぶ
北村 喜宣
上智大学大学院法学研究科長・教授

神戸大学法学部卒。専攻は、環境法学、行政法学、著書として、『産業廃棄物への法政策対応』（第一法規出版、1998年）、『産業廃棄物法改革の到達点』（グリニッシュ・ピレッジ、2007年）、『廃棄物法制の軌跡と課題』（信山社、2019年）。

さとう いずみ
佐藤 泉
佐藤泉法律事務所 弁護士

早稲田大学第一文学部卒 環境関連法に関する法律相談、訴訟等を専門とする。第一東京弁護士会 環境保全対策委員会所属
著書として『廃棄物処理法重点整理』（TAC出版、2006年）等

よねたに ひでこ
ゲスト 米谷 秀子
鹿島建設株式会社 安全環境部 担当部長

東京工業大学理工学研究科経営工学専攻修了 日本銀行を経て鹿島建設に転職
廃棄物管理、ISO14001 構築、石綿・土壌汚染・フロン等の有害物対応など
工事現場における環境管理全般の法対応・実務指導を担ってきた。

【北村】「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）が1970年に制定されてから、半世紀が経過しました。この法律は、制定時における事業系ごみへの対応に重点を置いたものでしたが、その重要部分は、建設系起因の産業廃棄物および事業系一般廃棄物です。

「産廃鼎談」の初回となる今回は、鹿島建設株式会社の環境担当として、さらに、日本建設業連合会や日本経済団体連合会の環境関係委員会の主要メンバーとしてご活躍されてきた米谷秀子さんをゲストにお迎えして、この50年を振り返るとともに、これからの法制のあり方を議論いたします。

【佐藤】 今回の連載におけるトップバッターとして、米谷さんをお招きいたしました。米谷さんとは、27年前に、ある会社のパーティーでお目にかかりました。鹿島建設で廃棄物管理を専門にお仕事をされて

いると伺い、すごい方がいらっしゃるなと思ったんです。その後建設廃棄物、フロン類等に関連する審議会等でご一緒させていただいていますが、米谷さんのご意見は、いつも真摯で、的確な内容だと感じています。米谷さんは、建設業界の慣行で認めてもらおうとか、自分たちが楽な法律にしようということは全く思っていないくて、むしろ、建設業界がいかに廃棄物に対する社会的責任を全うすべきかということに常に追求していらした方だと思います。私はそれをずっと見ていて、本当に米谷さんの志の強さと、それから建設業に対する熱い期待と信頼を感じていました。

【北村】 私が米谷さんと最初にご一緒したのは、当時の全国産業廃棄物連合会の機関誌『いんだすと』での座談会でした。かねてより同誌に論旨明快な寄稿をされている論客という印象を持っておりましたの

で、大変楽しみにしていたのをよく記憶しています。
【米谷】 尊敬するお二方から第1回のゲストという形で呼んでいただいて、ありがとうございます。本当に過分なお言葉をいただいて、私などでいいのか心配ですけれども。

環境と企業責任への想い

【佐藤】 建設業界は、昔は男性ばかりの職場であり、ましてや女性のキャリア職で建設廃棄物に興味を持つ人は皆無だったのではないのでしょうか。米谷さんが、建設業界にお入りになり、そのなかでも廃棄物に関係するお仕事をされるきっかけはどのようなものでしたか。

【米谷】 私の社会人生活は日銀から始まり、鹿島に転職してきたという、大変変わった経歴です。もともと環境問題に関心を持ったのは、廃棄物ということではなく、高校のときに水俣病の映画を授業の一環で観る機会があり、ものすごく心が痛んだといえますか、**企業活動によって、こんな思いをする人々がいるという事実はとんでもないことだという思いをとて強く抱きました。**そのときから環境関係のことに関心を持って、本を読んだりしました。その頃は、当時でいう公害を出す側の企業に入って、そうした問題が起こらないようにしていくための仕事、というのを漠然と思い描いていました。

それで、大学に入るときに、例えば化学の専門といった形ではなく、企業経営全般の中で環境問題を捉えていきたいという思いがあったので、経営工学という分野を選びました。

ところが、いざ就職活動の時期になると、工学部ではありましたが、環境に関して専門的な知識を持っているわけでもない人間を、民間の企業が環境という目で採用してくれないのではないかと考え、その一方日銀から初めて求人きたと聞いて、ちょっと面白そうかなと思い、日銀に入りました。

廃棄物との運命的な出会い

【米谷】 日銀では、札幌支店で道内の経済動向を調査するなど、いろいろな仕事をやらせてもらいました。その中で、本店で企業間のサービス価格指数（物価指数）を新たに開発するというプロジェクト

チームに選ばれ、いくつか担当する業種の中に「産業廃棄物処理業」が含まれていました。希望したわけでもなく、本当にたまたまです。それを見たとなん、「やはり神様は私にこういう仕事に関わらせたいと思っている」と本気で思いました。運命的な出会いですよ。

物価指数を作るには、企業の方々をお願いをして、今、こういう廃棄物を処理するのに幾らかかるか、という報告を定期的にもらいます。基本的に処理会社をお願いしていましたが、ある企業の方から「廃棄物の価格調査をするのだったら、建設廃棄物を入れなくては駄目だよ」と言われ、「とにかく量が多いからね。ただ建設廃棄物の場合、ゼネコンから価格を教えてもらったほうがいいね」というアドバイスをいただき、当時、鹿島で廃棄物関係の仕事をしていた方を紹介していただいたことが、私と鹿島の出会いです。

その鹿島の方は、現場に対して廃棄物処理法に則った適正処理を指導するような仕事をされており、話を伺っているうちに、「**私が本来やりたかったのはこの人がやっているような仕事だ**」と思いました。そして、新しい物価指数も無事完成した後、私としては、日銀の仕事も面白かったのですが、それ以上に彼がやっている仕事のほうに関心があったので、「鹿島さんで雇ってもらえませんか」とアプローチしたところ、東京支店に話をつないでいただいて転職しました。

別業種から鹿島に入っているの、会社や業界を常に客観的に見ている部分があるのかもしれませんが。

変革のときに建設業界へ

【佐藤】 米谷さんが建設業界に入られた当時は、建設廃棄物を取り巻く状況はどのようなものでしたか。

【米谷】 私が鹿島に入社した1991（平成3）年は、千葉県で全国初の事前協議制が導入された時期でした。都内の工事から発生するほとんどの廃棄物は中間処理を行わず、積替保管を経て千葉県の最終処分場に持ち込んでいましたので、その対応に追われる状況でした。

それと同時に、処理会社さんが混合廃棄物の中間処理施設を建設するのを支援するプロジェクトも動

かし始めていたときで、廃棄物のことをほとんど知らないような段階から、プラント建設の打ち合わせにも参加させてもらいました。

【佐藤】 廃棄物処理法も、平成3年に大きな改正がありましたね。この改正で、法の目的規定に「再生」が加わり、特別管理産業廃棄物にマニフェストが義務化されました。また産業廃棄物処理業の許可制度の整備も進んでいます。建設業界でも、リサイクルの重要性が認識されるようになったターニングポイントではないでしょうか。

【米谷】 正に転換期そのものでした。環境省の改正法の説明会で、大きな会場で勇気を出して手を挙げて質問したことも覚えています。資源有効利用促進法も平成3年公布です。そういう変革のときに、この分野に入っていったというのも、巡り合わせですね。

【北村】 お仕事を始められて30年。建設業界を環境という観点から、ずっと社内からウォッチされています。社内の意思決定において、米谷さんをご活躍になる場面が随分あったのではないのでしょうか。

【米谷】 そうかも知れませんね。廃棄物の分野で言えば、大規模不法投棄が問題になった時期に、委託する処理会社を現場が自由に選ぶのではなく、支店が認めた会社の中から選ぶという「指定会社制度」を導入したり、処理費の支払いを収集運搬・処分会社に個別に直接支払うことをルール化したり、といったことは、本社に異動して間もなく行いました。

廃棄物以外にも、**アスベストやPCB、フロン等、解体工事や改修工事**ならではの有害物関連は、しっかり対応しないと、とんでもない問題を発生させてしまうことになるので、事前調査の仕組みづくりなどには相当力を入れてきました。実は、原発事故後しばらくは、工事における放射線管理にも本社の立場で関わっていて、福島第一原発にも何回か入域しています。

【北村】 企業の環境対応は社内的に見たらコストと捉えられて、なかなか取り組みが進まないと聞いたことがあります。当時の鹿島ではいかがでしたか。

【米谷】 やはり法制度自体が整備されてきたことが大きいですが、当社は比較的環境対応の必要性を理解し受け入れてくれる会社だと感じています。

例えばフロンについては、かつては、業務用機器廃棄時のフロンに関する法規制はありませんでした

が、平成14年に「フロン回収・破壊法」が新たにできると、当然、各企業は対応せざるを得ません。ただ当社では法律ができる前から、フロン回収を行っていました。また、水銀使用製品廃棄物の規制ができる20年以上前から、解体・改修工事で先行撤去した蛍光管を水銀回収できる施設に処理委託してきました。私が鹿島に転職した後、続けて建設省や東京都清掃局から、私と同じように**廃棄物のことをやりたい**といって鹿島に転職してきた方がいて、変わり者の3人がたまたま集まったことが大きかったですね。私自身、その2人から教わったことが多くあります。**彼らと一緒に、現場や処理会社の方々と身近に接した**ことによって、現場や処理会社の方々から信頼してもらえ、話を聞いて対応してもらえた面もあったと思います。

【佐藤】 参考になりますね。今でいう**ダイバーシティ**、つまり**知識や経験、考え方、性別や年齢など多様性のある人材が集まる**ことによって、今まで業界や社内で当たり前だと思っていたことが、世間じゃ当たり前じゃないっていうのに気が付く、そして**変革を促していく**という例だと思います。鹿島には、米谷さんのような異質で優秀な人を受け入れて、育てる力があってたんでしょね。

【米谷】 恐らく採用してくださった方にとっては、環境ということが今後、大きなウエートを占めてくる、その意識があったのでしょうか。ダイバーシティの大切さは、私も日ごろから強く感じています。

建設リサイクル法制定と業界へのインパクト

【佐藤】 平成12年には「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)が制定されました。また、廃棄物処理法の平成22年改正では建設工事における排出事業者が元請けに一元化されました。これらの法制度は、実務に対してどのような影響を与えていますか。

【米谷】 建設リサイクル法でリサイクルが義務化された3品目のうちコンクリートがらとアスファルト・コンクリートがらは、その当時でもリサイクルするのが当たり前という状況にはなっていたと思います。コンクリートがらの破砕施設がたくさんできたのは、埼玉県が、がら破砕施設を建設しやすくさ

れて、それが全国に広がった良い例でした。官が先に一步踏み出してやることで民間工事であっても同じように広がっていくという面がありますので、良質なりサイクルが今一つ普及していない汚泥改良土などについても、本来、国や自治体が公共工事で率先して利用していただけると良いと思っています。

建設リサイクル法については、「分別解体」を義務化した意義は大いにありますね。先ほどお話ししたように、当社では以前から解体工事に力を入れていましたので、少なくとも東京支店では法が求める以上の分別解体が当たり前でしたが、戸建て解体まで含めた業界全体としては、インパクトがあったと思います。

基本は「元請一元化」、制度の柔軟性も

【米谷】 廃棄物処理法の元請一元化の件については、法律の基本は、元々あくまで元請けが排出事業者という考え方ですよ。たまたま環境省が裁判に敗訴したが故に、下請けも排出事業者となり得る、という解釈に変更せざるを得なかったと理解しています。それを悪用といいますか、下請けに任せればいいんだという発想にいつてしまう企業が多いところが残念なところ。それを是正するために平成22年の改正があった訳ですから、適切ですし、しっかり排出事業者としての責務を全うしていた企業にとっては、基本的にはなんら変わることはありません。

【北村】 廃棄物処理法21条の3をみて気がつくのは、施主が「蚊帳の外」になっている点です。注文者は事業者ではありません。適正な処理料金が支払われないかぎり、適正処理は実現できません。将来的には、どのような法政策が適切であるとお考えですか。

【米谷】 21条の3ができたことは基本的にはいいと思っていますが、細かい部分では当社でもやりづらくなった点は正直あります。例えば、大きな工場の中で工事をします。その工場の中に廃棄物の処分場を持っている発注者さんもいらっしゃいます。以前は何の疑問もなく、そこに埋めてくればいよいよという形で、リサイクルではないにせよ、無駄な輸送もないですから、CO2的にも効率的に適正処理ができていたわけ。だけど、建廃は発注者による自社処理ではないので、法律を杓子定規に考え

れば、それもできませんと言わざるを得ません。以前は、それがいいと明確になっていたわけでもありませんが、元請けと下請けの関係ではなく、しっかりした発注者と元請けの関係ですから、その辺はファジーにやっていたほうがうまく回る部分、それで何の問題があるわけでもない部分が、21条の3で明文化されるとちょっとやりづらくなってしまったりとか、そういうところは正直いって、あります。

処理料金については、発注者との関係においてはそれだけが特別なものではなく、工事費総額の中での話なので、適正な工事費を払っていただいている工事では処理費も適正に負担いただいている、としか言えませんね。

【佐藤】 元請けが責任を持つという、原則はいいのですけれども、下請けの方が適正処理の知識と現場管理能力がある場合も多くあります。法律を作って、ガチガチに運用すると、合理的なことができないこともあります。

本来、廃棄物に対しては、発注者、元請けと下請けは連帯責任を負うべきです。発注者が適正な処理料金を払わなかったら適正処理はできません。また、元請けが中心となるべきですが、そうでない方が適正な場合はそれなりの理由を明確にして下請けが中心となることもできるとしなければ、民間の自主的な対応、再資源化の取組が阻害されてしまいます。

ですから、性悪説に基づいて法律を厳しくすることは、文言上は明確になりますが、運用面では民間が更にいい方法がある場合に法律があるからできないという結果になりやすく、法律の目的を考えると本末転倒です。

【米谷】 佐藤先生の仰る通りです。協力会社は専門の工種があるので、同じ材料をあちらこちらの工事で使用することがあります。であれば、端材を協力会社が持ち帰ってストックして、車両1台分溜まったら広域認定取得メーカーに返送する、といったことが簡単にできれば、もっと広域認定制度も活用できます。現場では、多種多様の建材を使うので、それぞれの端材を少量ずつ分別保管しておくことは難しいし、各々の回収車両が入場することもネックとなります。現在は、施工会社までを認定制度の中に入れておかなければこのような運用はできませんが、

せっかくの特例制度ですからもう少し柔軟性を持たせられると良いのですが。とにかく廃棄物処理法は性悪説で、業許可についても規制でがんじがらめになっているが故に、良いことをしようとしてもうまく回らない面が多いですね。最近も、現場から出る電池のリサイクルを進めるために積替え保管の許可を取得するのに、3年以上かかっている、という処理会社さんの話を聞きました。行政側も細かい規制にばかり注力して、大事な部分をみていなかったり、結果的に、良いことをしようとしている会社の足を引っ張るようなことになっている面も少なくないと感じています。

法制度を作っても、間違いだった、不十分だった、あるいは状況が変わったとすれば、そのことを認めて改めて違う方向に進むということをするべきです。

【北村】 おっしゃる通り、間違っただら一度戻ってから正しい方向へ進めばいいのですが、ひたすら前に進むイメージですね。

先ほど佐藤先生が連帯責任とおっしゃったのは、同感です。現行法だと排出事業者は元請けだとしているので、発注者が十分にお金を払わなかったときに、発注者の責任を廃棄物処理法上では追及しづらいですね。最初から、**対環境との関係では、あなたたち履行補助者みたいな発注者責任、消費者機能の組み方**というのは、あるだろうとは思いますが、今、そうっていないので、すべき部分でしょう。

産業廃棄物を念頭に置いていましたけれども、当然、事業系一般廃棄物も現場からは出ます。そうすると、産廃の料金は、自由に決めてくださいとはなりますけれども、事業系一般の料金については、条例の上限で抑えられます。もっと高く払って、もっといいリサイクルをしたいと思っても、ここが天井になっているからできない。事業者処理責任の産業廃棄物と市町村処理責任の一般廃棄物の違いが厳然とあらわれます。当時の設計、1970年のときはそれでよかったとしても、**50年たったときに、より良いリサイクルなり循環利用を妨げている要因が法律自体にある**ようになっています。こうした認識は、結構強く出てきているようです。

「地下工作物ガイドライン」による明確化

【佐藤】 発注者と受注者の間でトラブルになりやすい例は、地下工作物の扱いです。発注者は、安全性とともに費用や工期を考慮し、地下工作物を残置する前提で発注することがあります。受注者の建設会社は、残置するのは不法投棄になるおそれがある、しかし無理に撤去すれば地盤が緩み近隣への被害や労災、二次災害の危険がある。どの程度危険かは、事前には分からないので立証できない。行政に相談に行くと、できるだけ撤去しろと行政指導される。発注者には廃棄物に対する責任はなく、受注者の元請だけに廃棄物処理責任があるというのは、おかしいのではないのでしょうか。行政の担当者にしても、建設工事の発注内容について判断することは困難です。民間の関係当事者は連帯責任にして、残置を前提とした発注をする場合には、残置物については発注者が管理責任を負担するべきです。

【米谷】 一昨年（20年）に日建連で「**既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン**」を発刊しましたが、昨年環境省がこれを引用した通知を出してくださったのは、本当によかったなと思いました。ガイドラインでは、存置するか否かの判断の主体は発注者と土地所有者である、と明確にしています。当社ではこの件であまり問題が生じていなかったため、最初はガイドラインが必要か疑問でしたが、今は建設業界のためだけでなく、発注者や行政のためにも良い仕事ができたと感じています。

【佐藤】 環境省が令和3年9月30日付けで発出した、第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和3年7月2日開催）を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について（通知）で、地下工作物の扱いは少し明確になりましたね。

【米谷】 逆に行政のかたがたも困っていたようなんですよね、それまで。「地下工作物の埋め殺し」の疑義照会の読み方自体がおかしかったと私は思います。一定の条件の下では地下工作物を埋め殺すことが違法に当たると言っているだけで、ほとんどのケースは該当しないのに、ただ単に違法だという結論だけを持ってきて、それだけがすごく皆さんの頭には

びこってしまっていたと感じています。行政のかたがたは、現実的には認めるしかないと思いつつ、疑義照会がひっかかって、もんもんとしておられたようなので、「こういうガイドラインを作りました」と大都市の行政に説明に行ったら、「ありがたいです」って感謝されました。本当にそういうおかしなところがいろいろあると思いますね。それらを少しずつ解きほぐしていけると良いと思います。ある意味、排出事業者も、通知文を自分の頭でしっかり読んで冷静に解釈する、そして他者にも堂々と説明できることについては堂々と行動すれば良いのです。それをしないと、行政と排出事業者双方でどんどん委縮していった自分の首を絞めてしまうと感じています。

建設発生土、循環利用と規制の両輪で

【北村】 ところで、建設発生土については、2021年7月の熱海市での大惨事を受けて、宅地造成等規制法の一部改正で対応がされます。私はトレーサビリティ確保という手続的対応かとみていたのですが、実体的な規制に踏み込むようです。公共工事にも民間工事にも、大きな影響が出そうですね。

【米谷】 今回の法改正は、熱海のような問題が起きかねない地域を特定して、その中で盛り土をする場合は、許可制にするようですね。当然、規模要件もあると思います。

この案だと、山間部に残土を投棄するような、不法投棄の典型例が規制されないことにならないかと危惧しています。そうはいっても、大きな一歩にはなりますね。トレーサビリティ以前に、どこが適正な残土処分場なのかを明確にすることの方が根本的な問題解決ですから。これまで、残土処分については、宅造法とか森林法など極めて限定した形での法規制しかないために、各地で残土条例を作って規制していたところが、ようやくある程度トータルでの法規制がかかるようになることについて、私は喜んでいきます。

【佐藤】 土砂については、砂利や真砂土の採取、リユースも含めた有効利用、残土処分などの一連の過程において、環境配慮が十分ではありません。日本の法律は、どうしても場面ごとに規制を分断し、さらに条例の内容もバラバラになっているため、事業者も対応がしにくいのではないのでしょうか。汚染土

壤処理業と残土処分業、廃棄物処理業の区別も難しいです。土砂の循環的な利用、持続可能な利用と開発・造成現場の安全性、災害防止、景観保護などについて総合的な視点が必要だと思います。また、建設汚泥の有効利用、その品質の確保も重要です。浚渫土は廃棄物ではなく、建設汚泥は、廃棄物であるという扱いにも違和感を感じます。循環的な利用という観点で広い視点で判断することができる制度にするべきだと思います。

【米谷】 全く同感です。かなり以前から、建設汚泥は廃棄物処理法から引き抜いて、土砂法のような形で建設汚泥も発生土も、さらには汚染土壌も一つの法律の中で総合的な規制をかける形にしたほうが、うまくいくのではないかと、思っていました。土砂汚泥のどちらに該当するか？ といったことに注力するのではなくて、もっと広く、使えるものは使う。だけど、本当に問題のある土や使いきれない土に関しては、ちゃんと処分をするという、そういう枠組みをつくる必要があると思って、何度か国につぶやいてみたことはあるのですが、なかなかそこまで抜本的なことは考えてもらえませんね。

ESG投資やSDGsへの意識

【北村】 ところで、投資家の眼を意識せざるを得ない時代になりました。もっとリサイクルできるはずなのに、この程度の内容ならESGに対して十分配慮していないから投資できないとなってきませんか。ESGは自分で自分を変えられる手法です。CSRでも、SDGsでもなく、ご自分たちのパフォーマンスをマーケットがどう見ているかが重要です。そのマーケットも日本の投資家だけではなくて、世界の投資家がどう見ているかという時代になってきています。企業としては、ご自分の株価ということになります。

【米谷】 そういう意識は強く持っていますね。当社の会長も、ESGという単語はよく使います。やはり投資に関係するとなると、経営者も本腰を入れるというところはあると感じています。ESGにしてもSDGsにしても、形だけではなくて、本当の意味で会社全体がそれに見合った体質になるのが理想です。

そこに関連するかわかりませんが、私は最近、社内の講習会でこんな話をしています。「組織人とし

での自分の立場だけではなく、一市民の立場での常識的な感覚との両方で考えて、物事を判断していくと、適切な解が見つかると思っています」と。最近、そういう話をした後のアンケートに、「この言葉がとても心に残っている、実践していこうと思った」と書いてくれた社員がいて、とてもうれしく思いました。組織人と個人を別人のように切り離して考えていては、やはり良い社会にはなれず、完全に融合させるのは難しいにしても、極力一個人としてみたときにも、「これなら問題ない」と思えることをやる、私自身は社内でも社外でも、ずっとそういう感覚で考えて発言や行動してきました。

【佐藤】 若い人には期待したいですね。それにはやはり、もう少し制度の設計をトライ・アンド・エラーで臨機応変に変えていくようにしてほしいですね。このシステムは、いいところもあるけれど、悪いところもある。それをどうやって、より良くしていくかっていうことを考えて、制度を見直していくことをしてほしいです。

廃棄物処理と温室効果ガス

【米谷】 最近、環境省の方の講演の中で、廃棄物処理に伴うCO₂の中で廃プラに伴うものが半分近くを占めている、というグラフをよく示されるようになりました。私にとっては結構、衝撃的でした。日建連としても、3年ほど前から廃プラの対応に力を入れてきてはいますが、それでも建設系の廃プラだと、塩ビ管くらいはマテリアルリサイクルに回せるけど、他はRPFが主で当然、という意識でした。しかし、CO₂という観点から見た場合に、RPFはCO₂排出そのものとカウントされてしまうということを、そのグラフを見て実感しました。これはRPFで満足しては駄目だということを突き付けられた思いです。やはりより上位のマテリアルにいかそうなものは極力マテリアルに持っていく、そういう意識をもっと持たなくてはいけないと。もちろん、建廃プラはいまだに埋め立てに行っている部分もまだまだ多いです。今後もやはり汚れている廃プラは、どうしてもゼロにはできないでしょう。けれども、少なくとも埋め立てに行くのは減らしてRPFに、という今はまずその段階ではあるけれども、RPF

で満足してはいけなくて、マテリアルまでっていう、そういう意識が必要なんだなということ強く思いました。それとともに、何となくわれわれの会社でも、地球温暖化の担当部署と廃棄物の担当部署は、はっきり分かれている感じがあったのですが、あのグラフを示されて、そこがようやく深く結合した感覚を抱きました。そこはそんなふうに切り分けて考えてはいけないよね、という思いを強く持ちました。**【佐藤】** 持続可能な社会を構築するためには、低炭素と資源循環を同時に目指す必要があります。しかし、この両者間にはトレードオフの関係もあります。特に、廃プラスチック類は、マテリアルリサイクルするためには相当のエネルギーが必要であり、かつ再生プラスチックの品質を安定させることも難しいです。また、鉄、セメント、ガラスの使用量を削減すると、必然的にプラスチックの使用量は増える傾向にあります。脱炭素は本当に可能なのでしょうか。理想と現実の間に大きなギャップがあります。

しかし、建設業界ではネット・ゼロ・エネルギービルに向けた技術革新がどんどん進んでおり、ライフサイクルという広い視野で低炭素化が進んでいますね。設計・施工・使用・廃棄に至るまでトータルに考えれば、低炭素化と資源循環に向けて、産業界には多くの可能性、そしてビジネスチャンスがあるのではないのでしょうか。

【北村】 本日は大変貴重なお話を、ありがとうございます。米谷さんの「熱い半生」をうかがうことができました。これからも切れ味のよいご発言を期待しております。



一次回号は、新たなゲストの方をお迎えいたします。